

## 行政文書の管理状況等について

### 1 公文書管理条例における行政文書管理に関する施行日

- 基本施行（定義、文書作成義務）：令和3年10月1日
- 行政文書の整理、保存、移管及び廃棄：令和4年4月1日

### 2 令和5年度の審議会全体会への行政文書に関する報告事項（案）

- 令和4年度の行政文書ファイル管理簿の記載状況
- 令和4年度の裁量的理由による保存期間の延長期間及び理由
- その他、行政文書の管理状況の概要

### 3 新潟市公文書管理条例の改正

#### （1）施行日

令和5年4月1日

#### （2）改正理由

個人情報保護に関する法律の改正及び新潟市個人情報保護に関する法律施行条例の制定に伴い、新潟市個人情報保護条例が廃止されることにより、規定の整理を行うもの

#### （3）改正概要

ア 特定歴史公文書の保存及び利用における死者情報を対象とする規定を整理するもの

- ・ 第10条第3項（特定歴史公文書の保存等）
- ・ 第14条第2項（本人情報の取扱い）

イ 特定歴史公文書の利用請求における非公開情報について、情報公開条例に追加と同様に追加するもの（行政機関等匿名加工情報）

- ・ 第12条第1項第1号及び第3項（利用請求の取扱い）
- ・ 第15条第3項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

ウ 特定歴史公文書の利用請求における決定期限の規定を、個人情報保護に関する法律施行条例と同様にするもの（民法の初日不算入）

- ・ 第13条第1項及び第5項（利用請求に対する決定等）

※詳細は、別紙「新潟市公文書管理条例 新旧対照表」に記載